

定期預金規定(共通規定)

1. [規定適用対象]

この定期預金規定(共通規定)(以下「本規定」といいます。))は、当行の各定期預金(以下「この預金」といいます。))のご利用について、基本的な取扱内容を定めます。

2. [証券類の受入]

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、次により受け付けた店(以下「当店」といいます。))で返却します。
 - ① 証書式の場合はこの証書と引換えに返却します。
 - ② 通帳式の場合はこの通帳の当該受入れの記載を取消したうえ返却します。

3. [反社会的勢力との取引拒絶]

この預金は、第5条第4項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第4項の一にでも該当する場合には、当行はこの預金の開設をお断りします。

4. [取引の制限]

- (1) 当行は、住居、本店または主たる事務所の所在地、職業、事業の内容、国籍、居住地国、在留資格、在留期間、取引の目的等の預金者に関する情報、および具体的な取引の内容等、当行が指定する情報(以下、「預金者情報等」といいます。))に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。
- (2) 預金者から正当な理由がなく、指定した期限までに預金者情報等に関する各種確認への回答や資料が提出いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 3年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前3項に定めるいずれかの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は前3項にもとづく取引等の制限を解除します。

5. [預金の解約、書替継続]

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書または通帳とともに当行所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して当行に提出してください。
- (3) 当行が第6条第1項により預金者に確認した事項について偽り、またはその疑いがあるとき、および届出事項に変更があったにもかかわらず、変更の届出がなされていないときは、次項のとおり解約することができるものとします。
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害を支払っていただきます。
 - ① 預金者が申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ③ この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - ④ 当行が法令で定める取引時確認を行うにあたり確認した事項および前条第1項に定める預金者情報等に関する各種確認や提出された資料について、偽りがあると明らかになった場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥ 前条第2項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上解消されない場合
 - ⑦ 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。))に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ⑧ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他 A から D に準ずる行為
 - ⑨ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

6. [届出事項の変更等]

- (1) 証書、通帳、印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったとき、および預金口座の開設等の際に当行が確認した事項(日本国居住者であること、米国税非対象者であること、法令に基づく確認事項である①本人特定事項、②取引を行う目的、③職業または事業の内容、④実質的支配者に関する本人特定事項、⑤資産および収入の状況を含むがこれらに限られない。等)に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 証書、通帳、印章を失った場合のこの預金の元利金支払い、または、証書、通帳の再発行は、当行所定の手続をした後で行います。この場合相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 証書、通帳を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

7. [印鑑照合]

解約請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたときは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行はその責任を負いません。なお、預金者は、盗取された証書、通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8. [盗難通帳、盗難証書による払戻し等]

- (1) 盗取された証書または通帳(以下本条において「証書等」といいます。))を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。))については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者(個人に限る。))は当行に対して当該払戻しの金額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 証書等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

- ②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しの金額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く。)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この証書等が盗取された日(証書等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
- ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
- A.当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
- B.預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
- C.預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ②証書等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5)当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った金額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6)当行が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7)当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。
- 9.〔譲渡、質入れの禁止〕
- (1)この預金および証書または通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2)当行がやむを得ないものと認めて質入れをする場合には、当行所定の書式により行います。
- 10.〔保険事故発生時における預金者からの相殺〕
- (1)この預金は満期日が未到来であっても、当行に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金は、預金者の当行に対する債務を担保するために、または第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、借入金等の債務が複数ある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書または通帳および解約請求書に届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ②前号の充当の指定がない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
- ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については当行の負担とします。
- (4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
- 11.〔成年後見人等の届出〕
- (1)家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合は、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合は、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。
- (3)すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当行に届出てください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当行に届出てください。
- (5)前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 12.〔休眠預金等活用法に係る異動事由〕
- (1)当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」といいます。)に基づく異動事由として取り扱います。
- ①引出し、預入れ、その他の事由により預金額に異動があったこと(当行からの利息の支払に係るものを除きます。)
- ②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)
- ③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。)
- A.公告の対象となる預金であるかの該当性
- B.預金者が公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地
- ④預金者等からの申し出に基づく預金通帳または証書の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く。)もしくは繰越があったこと
- ⑤預金者等からの申し出に基づく契約内容(取引店の変更に限る。)の変更があったこと
- ⑥定期預金共通規定に基づく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと
- 13.〔休眠預金等活用法に係る最終異動日等〕
- (1)この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいいます。
- ①第12条に掲げる異動が最後にあった日
- ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③当行が預金者に対して、休眠預金等活用法第3条第2項に定める通知を発した日 ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合(1ヵ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く)に限り。)

- ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2)第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ①預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
- ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日
- A.引出し、預入れその他の事由により預金額に異動があったこと(当行からの利息の支払に係るものを除きます。)
- B.手形または小切手の呈示その他の第三者による支払の請求があったこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)
- C.預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告(以下、本項において「公告」といいます。))の対象となっている場合に限り。)
- ア 公告の対象となる預金であるかの該当性
- イ 公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地
- D.預金者等からの申し出に基づく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- E. 預金者等からの申し出に基づく契約内容(取引店の変更に限る。))の変更があったこと
- F.総合口座規定に基づく他の預金について異動事由が生じたこと
- G.当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合(1ヵ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り。)
- ③法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日
- ④この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと 当該手続が終了した日
- ⑤定期預金共通規定に基づく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日等
- 14.〔休眠預金等代替金に関する取扱〕
- (1)この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2)前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3)預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
- ①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務に基づくもの(利息の支払に係るものを除きます。)が生じたこと
- ②この預金について、手形または小切手の呈示その他の第三者による債権の支払請求が生じたこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)
- ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
- ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4)当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代って第3項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約しています。
- ①当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ②この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
- ③前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと
- 15.〔通知等〕
- 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常に到達したものとみなします。
- 16.〔規定の改定〕
- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の改定は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上